

第 3 章 基本方針

第3章 基本方針

3 1. 計画の重点課題

3 1 1. 健康寿命の延長

日本人の平均寿命は戦後伸長を続け、現在では男女ともに世界一の長寿国となっています。しかし、平均寿命の延びとともに寝たきり、認知症等の加齢に伴う障害が大きな問題となってきました。

高齢社会の中で市民一人ひとりが自分の望む人生をいきいきと暮らすためには、年をとっても認知症や寝たきりにならないでいられる期間(健康寿命)をできるかぎり長く保つことが重要となります。

3 1 2. 「いきいきと百歳まで暮らしたくなる地域」づくり

年をとって、毎日の生活のちょっとした手伝いを気軽に頼み頼まれたり、困ったことが起きても相談ができる間柄を身近なところで行くことは、これからの私たちの生活にとってとても重要になってきます。

地域に住む住民自身が、高齢者や障害者の問題をより身近な問題と認識し、これらの人々を受け入れ、その生活を実際に支える支援体制を創り上げていくことで、誰もが安心していきいきと百歳まで住み慣れた地域で生きていくことができる「いきいきと百歳まで暮らしたくなる地域」が生まれるのです。


高齢社会に向かう今、市民と行政が一体となり、新しい地域社会づくりを目指します。

3 1 3. ニーズに応じたサービスの提供

年をとっても障害を持って、住み慣れた場所でいつまでもいきいきと暮らせる。そんな暮らしを実現するためには、自立を支援する視点のもとに必要となったときに必要なサービスがすぐに利用できる仕組みを創らなければなりません。

介護保険制度は、行政制度としてこの仕組みを実現しようとするものです。けれども様々なニーズに応えるためには、サービスそのものを多様化する必要があり、地域内での助け合いなど住民自身が提供していくものも必要不可欠です。

ますます多様化、複雑化する現代の中で、市民一人ひとりの顔が見える高齢社会の実現を目指します。



3 2 . 展開にあたっての視点

3 2 1 . 市民参加の拡大

健康福祉文化のまちの実現のためには、市民の主体的な参加が不可欠です。施策の検討から評価まで幅広い市民の参加が可能となるよう仕組みをつくりあげる必要があります。

また、健康福祉文化を醸成していく中で、市民参加を促進し、健康福祉をキーワードにした地域づくり、まちづくりとつなげていくことが求められます。

3 2 2 . 地域資源の有効活用

価値観が多様化していく中で、地域や個人の実状にあわせたきめ細かな健康福祉サービスを展開していくためには、公共部門だけでは限界があります。そのため、専門家や民間団体などの地域で活躍する、あらゆる資源を積極活用していくことが求められます。

また、既存の組織の育成強化を含め、NPO やボランティア団体などが活動しやすい環境整備に努めるとともに、活動をまとめていくリーダーやコーディネーターといった人材の育成が重要となります。

3 2 3 . 施策の総合化

市民を取りまく環境は、障害の有無など個人によってそれぞれ異なり生活から見た幅広いニーズに対応した施策の総合化が求められます。

しかし、市民を取り巻く環境を健康福祉に資するようになっていくことは、単なる健康福祉施策だけで達成できるものではありません。

すべての施策の根底に健康・福祉の視点が入れられていくように努めます。



3 2 4 . 行政の役割転換

これからの健康福祉の中心は、地域住民の主体的な活動に移っていきます。また、介護保険制度導入により福祉サービスが措置制度（ 6 ）から契約に変わりました。その中で、健康福祉における行政の役割も変革していかねばなりません。市民の最低限度の生活を保障していく役割は今までどおり十分果たしていかなければならない一方で、地域や個人が自立していくための条件整備を担う役割が大きくなっていきます。苦情への対応やサービスの質の維持、そして判断能力の低下している対象者の自立を支援していくシステムづくりなども行政の重要な役割になっています。

そして、今後も公的な機関が担うべき役割はどこかについて、議論を重ね明確にしていく必要があります。

3 2 5 . 保健・医療・福祉の連携


病気や障害があっても住み慣れた地域で暮らしていきたい。このような高齢者の願いをかなえ、少しでも長く在宅で生活してもらうためには、保健、医療、福祉のサービスを一体的に提供しなければなりません。特に介護保険制度の創設で、サービスの種類や提供機関が大きく増えました。今後は当事者を中心に各サービス提供機関が情報を共有し、密接に連携していけるようケアマネジメント（ 7 ）がさらに重要になります。

6 措置制度

市町村等が各法律等に基づいて行う 養護施設への入所決定等の行政処分のことです。

7 ケアマネジメント

よりよい生活を要介護者本人とその家族の両者について実現していくために、ニーズをしっかりと捉えて保健、医療、福祉などの生活全般にわたるケアを効果的、効率的に計画し、提供していく総合的な援助を指します。



3 2 6 . 情報公開の推進と情報提供の強化

情報化社会の中で、健康福祉に関する情報はあふれていますが、個人がその情報を手がかりに自立していくためには、正確な情報を選択できなければなりません。特に介護保険制度の下では、「サービス利用者と提供者の対等な関係の確立」が求められ、そのためにも正確な情報の積極的な提供が必要になります。

そこで、今後大事になるのは、サービス提供側からの視点だけではなく、利用者が本当に必要とするリアルタイムな情報の提供です。その内容としては、個々のサービスの評価にもつながる利用実績や苦情の内容、サービス提供事業者の経営情報などが考えられます。

このような情報を的確に利用者に伝えていくためには、行政側が目的を持って積極的に情報を収集するシステムを構築し、それを分かりやすく利用者に伝えていく仕組みを創る必要があります。

今後は、情報の内容が周知を要する一般的なものであれば「あかるいまち」などの広報誌、市のホームページや新聞、テレビなどのマスメディアを活用し、また、利用者の具体的なニーズに対しては、高知市地域高齢者支援センター（地域包括支援センター）や、居宅介護支援事業者などを通じたきめ細かな対応が必要になります。

これらの多様な情報公開と情報提供の実現が、ひいてはサービスの質の向上につながると考えます。

